

群馬大学大学院医学系研究科附属生物資源センター運営委員会規程

平成16年4月1日 制定

改正 平成16年12月1日 平成23年4月1日

平成26年4月1日 平成29年4月1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学院医学系研究科附属生物資源センター規程第4条の規定に基づき、群馬大学大学院医学系研究科附属生物資源センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、附属生物資源センター（以下「センター」という。）の運営に関する重要事項を審議する。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 医学系研究科から選出された基礎・基盤医学領域及び臨床医学領域の教員 各1人

(3) 保健学研究科から選出された教員 1人

(4) 生体調節研究所から選出された教員 1人

(5) 生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンターから選出された教員 1人

(6) センターの主担当を命ぜられた教員

(7) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第2号から第5号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(利用委員会)

第7条 運営委員会に利用委員会を置く。

2 利用委員会の組織については、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、医学系研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。